

19
619口

支那便覽
國民新聞社
發行

026528-000-8

19-619口

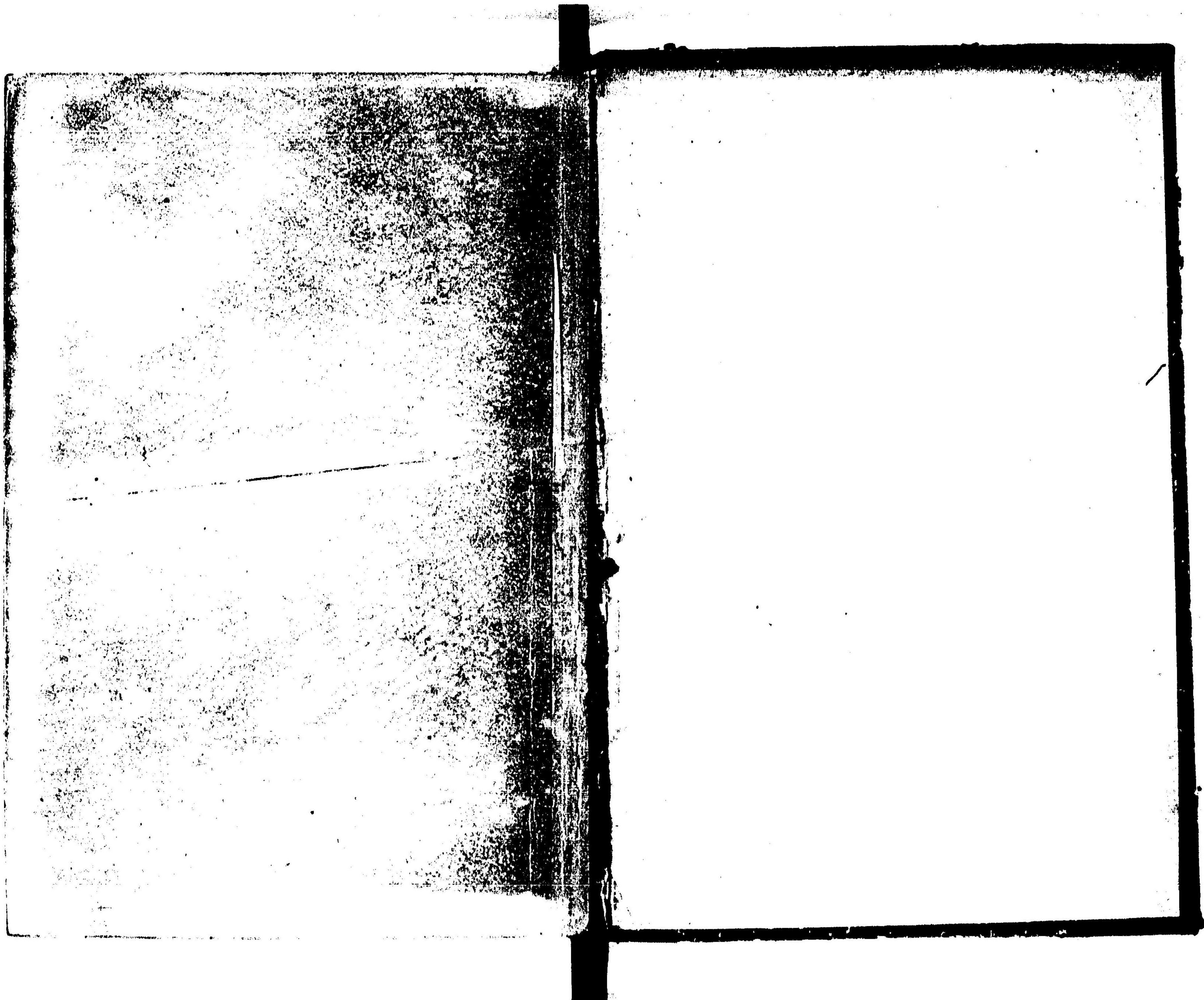
支那便覽

國民新聞社

M 3 3

ADD-0198





贈

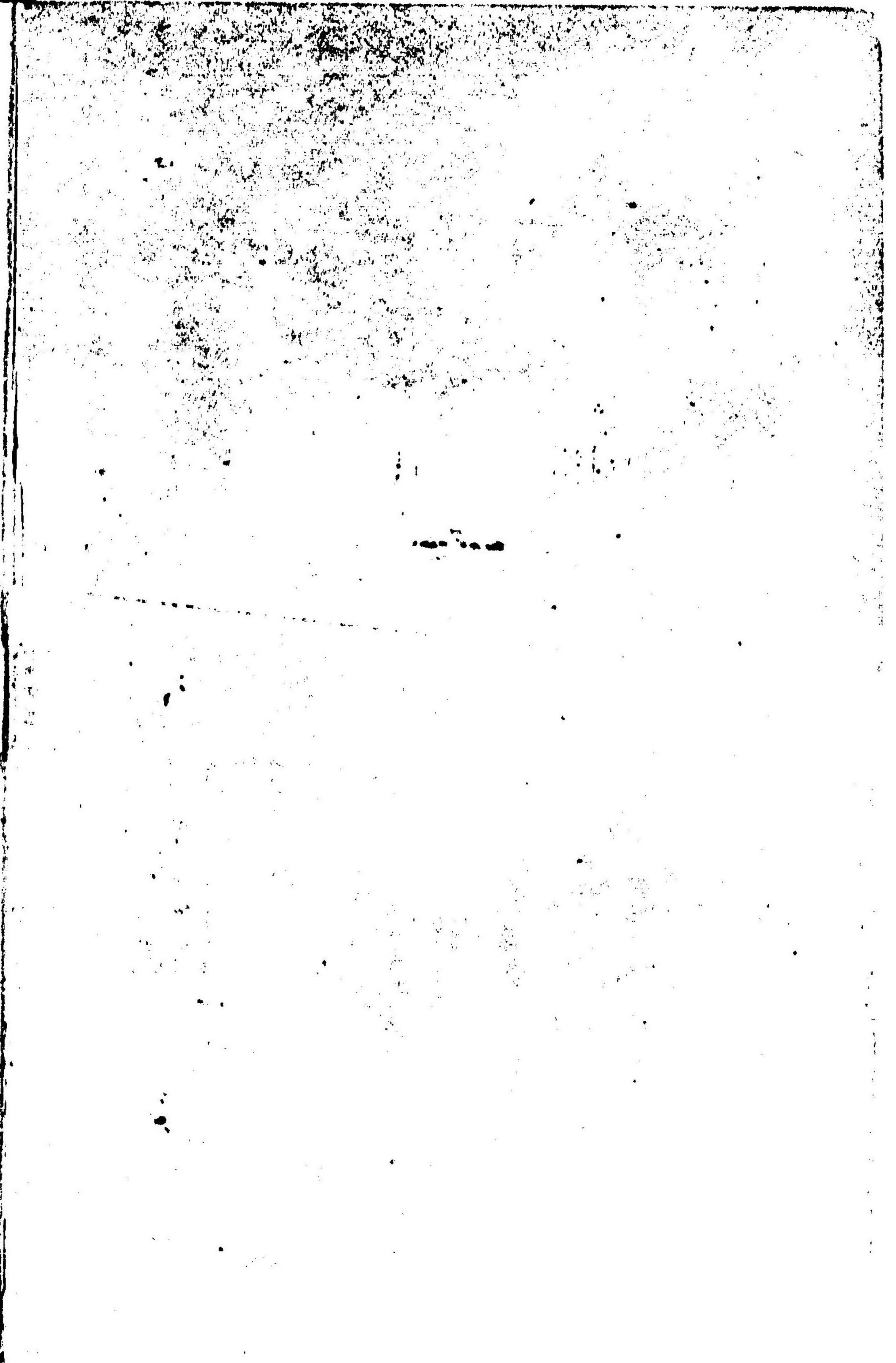
國民新聞社
支那

編 第三千七百七十六號

國民新聞社寄贈本

便覽

明治卅三年七月十六日刊行



目次

義和團動亂の經過	五
團匪の性質及將來	七
北清動亂地客誌	十四
北清事變と日本財政	二十一
日清戦争後の支那	二十七
支那と列國の交渉年表	三十一
清國中央政府の官制	三十三
清國の地方制度	三十八
清國の陸海軍	三十九
清國大官客評	四十六
軍機處及總務大臣	四十九
清國現在總督將軍巡撫	五十一
各國欽差清國公使	五十二

駐清各國公使	五十三
列國東洋艦隊司令長官	五十五
在清帝國公使館及領事館	五十七
支那の鐵道	六十一
北清鐵道沿路概説	六十三
清國の開港場	六十五
最近の支那貿易	六十六
日清貿易	七十

挿圖

支那に於ける各國勢力範圍及鐵道線路圖	(四一五)
北清動亂地之圖	(四一五)
北京市街及公使館街之圖	(三二一—三三三)
天津市街之圖	(三二一—三三三)
大沽及北塘砲臺附近之圖	(六十二—六十三)
清國との電信圖	(七十六)

支那便覽は、名詮自証、支那に關する經世的智識若しくは其資料の梗概を纂めたるもの也。

本書の編輯は、我が『國民新聞』が北清動亂の事を論じ、叙し、若しくは記するに際し、讀者に参照の便宜を與へんとを目的としたるに外ならず。故に其の目的應變の急需を満たすにあれば、隨て其の事實の詳悉を缺くとあり。是れ洵に已を得ざる也。

されど詳悉と確實とは、自から別物なり。本書は我が社中、各々其の専門とする所によりて、分擔したるものにして、聊か讀者諸君の信憑に假ひするとなきにあらし。特に各種の地圖は、地理學の著述家として、名譽ある社友矢津昌永君の手になりたるものにして、頗る

讀者を裨益す可しと信す。

支那問題を考究するに際し、恒に眼底に措かざる可からざるは、第三者との關係也。本書は此に及ぶものあり。其の『支那と列國との交渉年表』の如き、及び『支那全圖』中に鐵道及び勢力の範圍を標示したるか如き是れ也。然も讀者にして、若し支那對列國の關係を詳にせんと欲せば、嘗て吾社に於て刊行したる『支那及列國』の一冊を推薦することを遲疑せざる也。

支那便覽

義和團動亂の經過

明治三十一年九月の政變以來守舊に傾きし清廷は今年に至りて愈々排外の意圖を現はせり或は巨金の貨を懸けて改進黨の首領康有為梁啓超等の首級を募り或は翁同龢沈葆楨陳寶箴文廷式等の逮捕を命じ或は各地方武備學堂の備外人を解備し官吏は嫌疑を避くる爲め公務にあらざれば外人と往來せずと云ふ程に至れり清廷の保守排外的傾向と關係有りや無しや只恰も時を同じくして諸地方に於て排外的暴舉の發生あり山東省は尤も不穩にして義和團と稱する徒黨兇暴を逞くし或は獨逸の鐵道工事を妨害し或を加特力教に改宗せし清人を迫害したるは二月頃より的事なり袁世凱の兵は暴徒を鎮壓する爲めに出張したれども功を擧ぐると拙々しからず四月始めには團匪直隸に入るの報あり列國は外人の生命財産に危害を及ぼすの惧ありとして清廷に談判し當時既に艦隊を大沽に集めて示威運動を試みんとするの企圖ありたれども實行に至らざりき

然るに團匪の勢は益々猖獗にして北京保定兩府の中間なる凉水（ホウスイ）に於て全村を焼き加特力敵徒十三名を殺害するに至り（五月十七日北京發電）形勢は漸く危重ならんとせり此頃より北京にある外交團には公使館保護の爲めに兵を北京に入るゝの議ありしも列國代表者の間に異見ありて決せず其間に議和團は益々北京に迫り北京保定間の鐵道を破壊し外國技師を殺害し（五月二十八日北京發電）北京天津間の鐵道も亦た破壊せられたり（五月二十九日北京發電）此に於て列國公使は愈々外人の生命財産と鐵道交通を保護する爲めに海兵を上陸せしめ北京に入らしむるやに至れり

此際に於ける北京政府の態度は極く曖昧にして眞面目に匪徒を鎮壓せず列國の入兵を喜ばざるものゝ如く暴徒は公然横行し官兵亦た却て之れを助けて外兵に抵抗するの氣色あり北京天津間の交通は六月八日以後斷絶し列國聯合兵は英國東洋艦隊司令長官シーモア中將の指揮の下に十日天津を發し北京へ向ひたれども途中に遮られて消息を傳へざるに至り十一日には杉山壽肥生が北京城外に於て官兵の爲めに殺害さるゝあり十五日以後は天津との電信亦た不通となり太清砲臺の清兵頗りに抗敵の準備を爲したるが故に列國艦隊司令官は撤退を要求し引き續きて砲戰の開始となり（十七日）是れと日を同じくして天津居留地は清兵の攻撃を蒙り北京にある列國公使は十九日を以て清廷より退去の要求を受けたるも遂

中の危険なるを以てこれを拒絶し清廷は上諭を發して外人の驅逐を諸省の總督巡撫に命じ公然議和團の忠誠を稱揚したるものゝ如し

始め列國の兵を進めたるは清國政府を敵とするの起意に出でたるに非ず只匪徒を鎮壓し外人の生命財産を保護するを目的としたるのみなるも清廷自ら進んで抗敵の態度を執るとすれば局面に大變轉を來たし益々危重の形勢を生ぜざるを得ず今や天津は既に救援せられて外兵の占領する所たりシーモア中將の率ゐたる聯合兵は天津に歸着したるの報ありと雖北京の状況清廷の内情南方諸總督の意嚮に就きては飛脚流脱徒らに多くして未だ孰れを眞とす可きかを知らず將來形勢の發展に至ては素より此に豫測し得る限りにわらざるなり（六月三日記）

團匪の性質及將來

（在上海某氏より六月八日附東亞同文會への報告摘録）

緣起及宗旨 元來義和團は白蓮會の支流にして林清の徒黨之を主唱せし者其教は拳棒を練習するを以て宗旨となすと云ふ神靈體に附し道を講じ拳を教ゆ咒冊を念誦せば以て能く砲彈を避け槍劍を禦ぎ得べしと而して中に祖師及大師兄二師兄等の名目あり嘉慶の頃一時

山東河南の邊境に跳梁せしと有之嘉慶十三年七月に諭旨を下して之を查禁嚴辦せしむ同二十年に於ける那彥成の剿討始末に關する奏疏に依れば離卦教の子徒徒黨等が義和門教を傳習せし一案あり又故城普立業普縣尤明等の拳棒を傳習せし一案あり層々之を剿討せしも根株を盡絶するに至らず以て今日の勢を馴致したる者に御座候而して義和門教なる名目は遠く乾隆年間既に於て已に之れあり當時耶穌教各派の清國に入つて布教する者層々故に其の初めは單に前述の如き一種の迷信教にして仇外教を目的として起りたる者には無御座後世に至り民教和せざるの隙を利用して假りに以て名となし嗣を公憤に託し群情を撻動するのみ其興清滅洋なる旗幟を翻し大刀會と相連りて所在に暴暴を逞ふるに至りたるは極めて近年に屬し我邦人の耳に入りしは恐らくは昨年冠縣地方に於て天主教民と難を構へしを以て最初ならんかと奉存候

勢力の馴致 而して本年正月の立嗣事件は該團今日の勢を馴致せしものにして且つ最大の原因なりと小生は断定仕候之は皇太子の生父なる端郡王が隱然該團の首領を以て目せられ立嗣事件以後勃然として其頭角を顯はし來りたる故に御座候端郡王年齒僅かに五十餘身體強健容貌魁梧從前より力めてあらゆる階級に交を結び幾多親王郡王貝勒貝子中興彩を放ちて居たるを以て立嗣の事ありてより世の中には彼は野心を包藏し義和團を後援となし

天位を覬覦する所あり杯と稱する者あり成程一寸見れば然か思ふ可き節なきに非ざるも一日皇太子にして天位に即く以上は其生父たる彼は威勢直に滿朝を壓するに至るべく所謂支那人得意の樂處取實の作法に反し露骨なる忌憚多き此の舉を企つべしとは到底受けとれぬ話に御座候又或る者「驚くべき然かも信ずべき説をなして云ふ義和團が興清滅洋を宗旨として教民と難を爲すに惟れ事とするに至りしは即ち端郡王の鼓吹せし所に相違なきも該團には彼の外別に事實上の一大首領あり其首領は十餘年前湖南にあり匪魁たりしものにして大凡二年前より北京なる端郡王の邸に在り端郡王の物好きなる弱點に乗じ忽ちにして之を掌中に弄し去り端郡王を一個の傀儡として義和團を提げ在てこそ近來の大勢力となしたるなれ而して其志は決して興清滅洋に在らず今や端郡王に依く事を成すと雖も一旦滿洲朝廷に牢固不可拔の勢力を植込めば遂に久しく滿人に任ずる能はず己れ等取て之に代らんとするやも知るべからず實に義和團首領の志は小に非ず名を仇教に藉て滿廷及民人の甘心を得以て自家の勢力を擴ぶ端郡王不幸にして此の隱秘を知らず剛毅慶親王の世に祖迷只だ一途に義和團を敬懼心に富める義民となすのみと申す者も有之候

義和團に關する見界 之を重視するものは義和團の系統歴史等より推考し來りて其志は勿論遂に滿人を驅逐して自己の野心を逞ふるにありと断定をなし居れり端郡王の邸に在

る大首領は其の湖南にあるや哥老會に維山あり故に義和團は己に哥老會と相默契する所あるを以て列國の強壓あるか北京政府が從來義和團に對する迷想より睡覺し來り舉朝一致其實に之を剿滅するの態度を取らずんば四百州に遠からず四分五裂して髮逆以上の大亂となるべしと眞面目に語るもの有之候然り果して南北一致哥老會と聲息相通じ居らば天下遂に收拾すべからざるに至るやは必然に御座候小生は到底一致し居るとは信じ不申候へ共義和團の勢ひ猖獗愈々甚しければ自然長江一帯は申すに及ばず廣東地方にも所在の暴動蜂起し遂に合體するに至ると猶ほ髮逆當時に異る所なからんと奉存候只今に於て一致し居ると否とは餘り大局に關係不致關係するは義和團の盛衰如何に在りと存候而して匪は總數四十萬に上ると申す者有之或は十八萬二千位なるべしとも稱へ候も何人も之を統計したるもの無御座候勢衰ふれば霧消し勢熾んなれば雲集するを以て到底其數を知ると能はず社中に入るには哥老會の如く一定の規約存するや若しありとせば如何の制戒行はれつゝあるや是れ亦社中の人にあらずれば知る者稀なるべく斯の如き會匪の普通あり觸れたる備式は有之事と奉存候次に之を輕視するものは只だ彼等は秩序なく宗旨なく首領なき流氓盜賊の輩のみ武器なく統一なし勦を採つては良民となり槍を拵けては團匪となる少しく普通の會匪と異なるは仇敵を標榜せると率格を練習して群民を狂惑するのみ北京廷にして若し實心之を剿討

するに意あらば之を一瞬し去る容易の事たりと然り實心剿討せば事今日に至るに及ばずして平定に歸せしや明白にして北京政府は斯くすれば斯くなるとは百も千も承知の上ながら斯くせざるを遺憾の極みに御座候故に之を輕視して此種の樂天脫を唱ふるものも昨今北京政府の所爲を見て到底實心剿討覺東なしと知得するに至り最早少しく時務の心掛けある者は此回の事件の如き國家存亡に繋がり彼の一味戊戌の變或は今春立嗣事件の如き一家内の事の比に非ざるを承知致す様相成申候

容易に鎮定すべきや否や 趙舒翹已に宣撫大使となり山馬保定に向へり彼れ果して能く團匪を解散し秩序を恢復し得べきや由來倣岸驚愕なる子供は慈母の叱咤を物の敵ごもせず益々横暴を逞ふする者に御座候得者彼が心に義和團の必ずしも排す可きに非らず却て之に藉りて外侮を防ぐに足ると云感念を持ちつゝ鎮撫に従事するも其効極めて薄きは殆んど明白に御座候彼果して宣撫其効を奏せず榮祿部下の武衛五軍を督率して大に討伐を行ふ時は或は之を後輔以外に驅逐すると難きに非らざらんも不幸にして今や義和團の勢力は此軍隊中へも侵入し來れり一旦其中の一部が反旗を翻して團匪に投ずるに至らば是れ山々敷事に候はずや義和團の性質と北京廷の意圖と而して支那歷代の歴史とは必ずしも此事絶無と云ふべからざる大に其掛念有之申候小生は到底此次の暴舉を以て小事と見做す能

はざる者に御座候而して猶尤も憂慮に堪へざるは支那民人一般の迷信に御座候其迷信とは數十年來詭言する所にして「庚子の閏八月には天下大亂あり此の時に乘じて事を爲すは是れ天意にして正常なり」とふとに有之候所の如き迷信は歐米若しくは我邦に於て固より絶無の事にして到應歐米或は我邦人の信ずる能はざる所なるも支那に於ては大に然らざるもの有之候古より英雄が其棘手妙腕を試みる様形造られたる支那四百州の民は山來檣棧の民に御座候由來趨利附勢の民に御座候風説は遂に事實を産出し庚子の八月に大亂あるべしとふ數十年來の傳説は義和團の蜂起ありしより遂に民人一般の信じて疑はざる所と相成り南方人士が北京政府に飽き痛く反抗を試みんとする其々裡の野心は哥老會其他會匪の煽動により今や恐るべき暗流の澎湃として來りつゝあるやの感有之中候小生が前きに現在に於て哥老會が義和團と一致し居ると否とは餘りに驚愕の眼を以て見るにも及ばず其の留心すべきは義和團の盛衰如何に在りと申せしは即ち斯迷信が義和團の盛んなると共に益々益々激しく相成り遂に不逞の徒所在に蜂起し斯迷信を以て民人を狂惑し南北東西相合體して八十萬方里の好山水忽ちにして一箇の修羅場に化するに至らんかの掛念より歸納され申候近來長江を上下する船舶中にて強盜に遇ふと屢々なるは既に御承知の事と奉存候四五日前にも怡和洋行汽船吉和丸に於て強盜に遭ひし一件あり是等は皆哥老會匪徒にして二十人

或三十人位つゝ夜に乘じて或る處假令は安慶より乘船し普通旅客の如くに切符をも購ひ次の寄港地假令へば南京にて下船し其間に於てピストル或は利刃を以て旅客を劫して之を掠奪するなり彼等は船員及外國人の貨物をは決して追奪せずと云ふ各汽船會社にても之が防止の策を講せざるに非らざるも如何せん匪徒の勢力甚大到底有効に之を防止する能はざるが如し哥老會と云へば御承知の如く長江一帯に數十萬人あり目に一丁字なきの徒なるも勢に附して身命を擲つは彼等が初飯前の仕事に御座候現に上海に一二の頭目あり此等の情況を探るに此舊曆八月を期して快舉を企てんとするの意明に見へ申候義和の亂耗にして猶ほ續くこと一二箇月なりせば南方所在暴徒の蜂起すること小生の確信する所に御座候而して此等の暴徒は前述の迷信が全く其腦髓を支配し居るを以て獅子奮迅敢て之を防ぐべきなしと奉愚考候劉坤一ありと雖も張之洞ありと雖も敢て至らば又如何ともする能はざらん且つや昨年末より降雨乏しかりしを以て北清一帯殊に山東の麥作は非常の不作にして今年に入りても晴天打續き大旱なるを以て平年ですらも山東は其生産物以て其人口を養ふに足らざる瘠地なるに今此の不作に遇ふ所在の府民が其生業に安んずる能はず團匪と相合して暴舉を逞ふするに至るは是れ自然の勢に御座候人間パンを得んが爲めには何事をも忍んで之を爲す者に御座候へば山東の不作なる一事は義和團の勢を熾んならしめ猶ほ南方會匪の蜂

起を喚起す能かなる一原因と奉恩考候此は該和團の前途を揣摩するには是非想到せざるべからざる事に御座候

北清動亂地略誌

題して北清動亂地略誌と云ふ只其要略を録したるのみ記事の順序の如き寧ろ顧みざりしなり南方海岸の事をも附記したるは記者微意のある所なり

直 隸 省

●直隸省 是東渤海に接し南山東省に界し西は山西省に接し北は邊疆を控へ東北は山海關に達し西南は河南省に連なる

▲北京城 則ち順天府城は其城廓大興宛平の二縣に跨がり内外二城に分てり外城は内城の南面を包み内城は又皇城を包み皇城は大内を包めり周圍十里九町十二間人口大凡百萬と稱す(併し實數は五十萬位なるべし)大内は一に紫禁城と名づく南北二百卅六丈二尺東西三百二丈九尺五寸四面に各巨門あり正南は午門と云ふ東西に東華西華の二門あり北は神武門と云ふ四門の内に大和殿保和殿乾清宮坤寧宮御花園寧壽宮景陽宮西華苑慈寧宮內務府武英殿文華殿文淵閣內閣等千百の宮殿あり

大内の外は皇城と云ふ周圍二里半城垣の高さ一丈八尺六小六門あり内に清帝の大廟あり遙に社稷壇あり又一水を隔て先農壇を置む其他林泉の美一々舉ぐるに勝へず

内城は一名包城と云ひ内皇城を包み外外城に接す周圍六里城垣の高は三丈五尺餘正陽門内を宣武朝陽東直阜城西直德勝安定の九門あり其中を五城に分治し八旗兵を配布す正陽門内を棋盤街と云ひ貨物集積の地とす街の西北皇城の朱牆に沿ひ都察院太常寺大理寺及び刑部の各署あり街の東北皇城の朱壁に對し宗人吏部戶部禮部兵部工部の各署あり又翰林院會同館あり玉河を隔て、堂宇あり滿州の神を祀れり其他文廟聰雅宮順天府署は安定門内屈指の趾鎮なり

外城は内城の南面を包める外廓にして周圍四里城垣の高さ二丈あり羅城門七あり永定左安右安廣集廣寧東便西便と云ふ永定門は正陽大街を経て遙に内城の正陽門に達す各國公使館は正陽門内東交民巷にあり

永定門の南三里にして南苑あり綠垣一萬九千二百八十尺苑中漁家一千六百戸を散き守戸となす主上閱兵の地なり武衛中軍今此に駐す一面の樹木蔚鬱として田園開け蘆溝の下流に流れ入る最も曲境なり蘆溝南流して白河に入る處同名の大橋あり(今の蘆溝橋停車場のある處)橋の長さ二百餘歩橋欄の石御像は頗る鬼工を極む御碑あり「蘆溝晚月」の帝筆高く懸

れり河の北に暢春園圓明園あり玉泉山萬壽山又清勝の地たり特に西山を以て絶境となす山中多數の寺觀雲烟中に隱見す北京の留の外人多く此の寺室を賞して遊樂す

蓋し四面保守の空気を以て充され居る處なるに但た驚くべきは宮内電氣燈あり庭内に輕便電氣鐵道あり昆明湖には美裝せる二隻の輪船あるとなり

▲保定府 是直隸省城のある所にして北京を去る西南八十八哩目下蘆漢鐵道は同所迄延長し居るなり

▲天津 太沽を経て白河を遡ると廿七里の右岸南北兩運河及び永定河交叉點の右岸にあり千八百五十八年天津條約に依り開港せり人口六十萬と稱す

地勢平坦卑濕にして附近に山岳を見ず樹木最も少なく河流凡て區濁せり清日英佛獨汽船の定期航海あり

府の四圍廻らすに城壁を以てし全長一里十町五間高さ二丈四尺にして四門あり東は鎮海門西は衛安門南は歸極門北は帝河門なり城内は此四門を通じて四大街と成し中央十字形の處に東西南北の數樓を設け數樓大街と云ふ廓外には更に橋に沿へる僧格林沁堡と稱もし長さ五里七町十二間高さ一丈四尺其周圍に十門あり市街は即ち城の内外に亘り就中北門外東門外と最も繁盛の區とす白河出入の船舶常に數百隻紫竹林とは居留地全縣を總稱せるもの

獨租界は下流より來りて取付きにあり其次は英租界佛租界にして更に北西に當り日本專管居留地あり日本領事館は英租界にあり日本商店の重なるもの即ち三井物産會社支店正金銀行支店興業堂武蔵號新松昌等は佛租界にあり日本領事館と隣つて「コルドン公園」あり蓋し「コルドン將軍紀念」の爲め築きたるもの其中に「コルドンホール」なるものあり商業會議所に充つ

目下領事館は日英露獨佛米伊埃西葡蘭白の十二にして此外外人は若干の教會堂若干の郵便局病院學校を有し尙機器局開平礦務局津海關海河工程所北洋醫學堂武備學堂海軍公所水師學堂山海關内外鐵道總局大沽駁船公司中國電報局北洋電話局北洋大學堂にも多數の外人あり

山東省

▲山東省 是渤海と黃海との間に突出し朝鮮と相對して半島形をなす南は江蘇に連り西は河南に接し北は直隸に界し東北は山東海峽を隔て、遙に盛京省を望む

▲濟南府 には山東省城あり山東巡撫の駐紮する所黃河は直隸の南境より濟南の北を過

きて渤海に注ぐ

▲芝罘 一名烟台と稱し上海より輪船二晝夜にして達す仁川を去る二百七十二哩横濱を去ること一千百六十哩咸豐九年即ち一千八百五十年英清條約に依り開港す

其地勢北西南の三面は丘陵連亘東北は渤海を控へ芝罘島盤芝狀を成して北より東南に彎出したる半島を成し西南の烟台と相對す港内潮水甚だ深く五尋より七尋に至り大船巨舶の來泊に差支なし尤も冬季は風寒く波高きとあり

市街は港灣に沿ひ支那人の居は東西に延長し居留地は支那街と接して港の南方に連なり支那街は稍々繁昌にして之を牛莊天津に比すれば不潔ならず人口約三萬五千あり

此地は北支那にて最も氣候温良にして風氣清く且つ海水浴の便あるを以て四時來りて保養遊覽するもの多し

日英露米獨佛等の領事館あり

滿州

▲滿州 武治にして各城に將軍又は副都統以下の武官を置き駐防兵を統轄し兼て其地方の人民を管理せしめ將軍之を督す併し盛京の如きは將軍をして總督を兼ねしめ其制稍他省と同じ

▲牛莊 盛京省奉天府海城縣に屬す渤海の北端に臨み遼河の下流に沿へり千八百五十八年天津條約に依り開港す其通商碼頭を營口と云ふ遼河を遶ること約十三哩牛莊城を下ると約十五哩の地にあり

地勢平低卑濕土地荒廢にして附近山岳を見ず樹木稀疎流水混濁冬季は天津と同じく河水凍結して船舶の往來なし近來本邦との通商漸に増加したり即ち昨年度に於て同港出入外國船舶計一後に對する日本船舶百九十隻なり

海岸及び港灣

面積の大なるに比して支那は海岸線を有すると少なし其彎曲せる部分は廣東の南部海南島の近傍揚子江の江口より福建の東部臺灣に至る間及び渤海と黃海とを扼せる山東半島にして其他は概ね江灣の出入少なしとす

揚子江以北直隸盛京山東諸省一帯の海を黃海と云ふ揚子江以南臺灣海峽以北を以て東海と云ひ閩(福建)粵(廣東廣西)諸省の海を南海と云ひ黃海の北部朝鮮島以内を渤海又は北海と云ふ渤海の北に灣入するものを遼東灣と云ひ西に灣入せるものを直隸灣と云ふ渤海は支那の最大灣にして長さ約百廿里湖さ七十餘里(海口旅順岬より山東省登州府の山東角に至る)三十里營口(牛莊港)天津芝罘は其中に於ける繁盛なる港とす山海關の西南

十五哩に當り泰島あり昨年勅令により開港したるもの同島は僅に二哩を隔て、北較河即ち金山嘴と相對す共に風光の清きと海水浴の便あるを以て毎年夏季は北京天津上海等駐在の外交官宣教師等の來りて避暑するもの千百を以て數ふ

大沽は白河河口の右岸にあり其前而四哩計りは淺瀬にして水深滿潮の時と雖も十二三吋より十四五吋に過ぎず白河の兩岸には砲臺數個あり河口より天津迄は五十二哩塘沽より天津迄は廿七哩白河の河幅は大概二百ヤード小軍艦は僅かに上下すべし

芝罘の東に威海衛あり英國の租借する所英兵若干駐屯し別に英人が訓練せし清兵數千あり灣内の劉公島は近來多少の設備を加へたり旅順大連は金州半島にあり此附近に屯せる露兵三萬と稱す(又浦鹽一帶の兵は四萬と稱す)獨逸租借する所の膠州は黃海に瀕して深く灣入す青島は開港場となれり

上海は江蘇省松江府にあり蘇州江と黃浦江(申江)の會流する交又點に踞れり我長崎を發して西北に行くこと四百五十哩にして揚子江口に至れば右に崇明の三角州に望み江口と溯ると四十八哩吳淞に達す左折して更に江を溯ると十三哩にして本港に達す地勢平坦四圍山なく洞流縱横に通ず人口凡そ六十萬

福州は海を距ると卅五哩閩江の流に沿いたる河港にして一名榕城と云ふ居留地は閩江の南

岸なる南台にして外船碇泊所は南台の下流九哩の馬尾にあり港内水深く山岳四圍岸上に船政工廠あり佛人の雇務せられ居るもの多く其費用の過半此等佛人の俸給に費さる又機ありは佛人は之を借受け又は讓受けんとせり其機敏感すべし

廈門は支那大陸にあるものと誤るべからず周圍三十五哩なる廈門島の南岸にあり福建省南部の海濱に接し我新領土台灣とは指呼の間であり歐人の廈門に來たりしは千五百四十四年の葡御牙人を以て嚆矢とす其後千八百四十一年八月英國水師廈門鼓浪嶼に佔據し翌年南京條約に依り廈門は公然たる開港場となれり港灣は東南の一隅を江口とし四時風濤の災なく眞に天然の良港たり漳州は廈門を西方に龍溪を溯ると九里の左岸にあり福建省の都會なり而して此地方我南北朝の中葉所謂倭寇なるものが盛んに侵略したる區域内にあり且つ廈門は風光の清勝なる南方第一と稱せる就中鼓浪嶼の如き良好の樂地なり今や臺灣の經營の略ぼ緒に就き邦人の將に手腕を振ふべきは或は此地方ならんか

北清事變と日本の財政

北清事變の關係今や愈大を加へ向後の發展亦た豫測すべからざるものあり出兵と貫聯して第一に講究すべきは財政の如何にして向後我國が幾何の出兵をなすを得べきかの問題也

全く我國財政の事情如何により決せらるべきものたるを知らば茲に財政の現状を説明するも決して徒爾にあらざるとを知るを得べし

廿七八年役開始の當時に於て我國庫が有せし剩餘金の高約二千六百萬圓戰端既に開けて財政上卿かも支障を見るなかりしもの全く之れが爲めにして右の剩餘金は出兵後三ヶ月間の軍費を支へて尙ほ餘りありき收戦後第一次財政計畫は伊藤内閣によりて定められたりと雖も尙ほ歳出入の均衡を保つに足らず既定以外に償金を繰入れて其不足を補充せざるべからざるの餘餘なきに至り其後第二次財政計畫は案出せられたりと雖も議會の協賛を経る能はず之れが爲め衆議院の解散せらるゝと二回内閣の交迭せしと三回内閣其後を繼承するに至りて幸に第二次財政計畫は愈確立して亦た既定以外に償金を繰入るゝの必要を失ひ災害教育及軍艦水雷艇補充の三基金は新たに創設せられて非常の準備に供せらるゝととなりき即ち財政の基礎は全く茲に定まりたるものにして而して財政今日の現状を以て二十七八年役開始の當時に比すれば軍費支出の點に於いて國庫内更らに豊富なる所あるを見る非常の準備に供せられたる三基金五千萬圓其大部分は利殖の目的を以て有價證券と變しあるを以て其全額を直ちに軍費に支出すると能はざるべしと雖も尙ほ幾部分は現金の儘にて存するものあり用途既定の償金中尙ほ支拂時期に達せざるものあり公債金中尙ほ使用せら

れざるものあり最近の現計を基礎として精査すれば我政府は民間の資金を借入るゝとなく公債を發行するとなく在外政府所有金を回收するとなく又た所有公債を賣出すとなく現在の儘にして軍事資金として即座に三千五百萬圓の現金を供給するとを得るものゝ如く且つ政府所有金中目下内外に於いて短期手形及債券と化し居るものあり故に假すに多少の時日を以てし且つ其方法に多少の便宜を許るさんか八千萬圓の現金を供給するも敢へて難きにあらざるべし此計は現下の財政事情に精通せし亦た精通せざるべからざる位置に在る人の首肯する所にして右の事實によれば我政府は他より借入若しくは公債發行若しくは賣出等の方法に頼るなく現在の所有金中よりして三千五百萬圓乃至八千萬圓の軍事資金は直ちに供給するとを得るなり

右の外一般歳入金及特別會計に屬する各種運轉資金の内より一時融通するとを得るの金額亦た少からざるべし其金額精算するとを得ずと雖も二十七八年役の當時に於いて此等より一時融通せし金額約二千八百萬圓今日の政府歳計は二十七八年の當時に比し大に膨脹し居るものあれば其の融通し得らるゝ金額亦た二十七八年の當時に比し大なるべく今假りに二十七八年役の當時と同額の資金を融通し得らるゝものとなし而して之れに前記の金額を合すれば政府が軍事資金として供給し得べき金額は左の數に達するなり

準備基金公債金償金

一般歳入及各種資金融通額

合計

八〇、〇〇〇、〇〇〇
 二八、〇〇〇、〇〇〇
 一〇八、〇〇〇、〇〇〇

清國事件今後の發展豫測すべからざると共に向後出兵の必要幾何に違すべきやも亦た豫測すべからざるを以て右の資金向後果して幾月日を支ふるとを得るや知るべからずと雖も廿七八年役に要せし軍事費總額約二億一千萬圓即ち該役に於いて要せし軍事費總額の一半以上は政府は現在の儘にして兎に角既に之れを支出するとを得るの準備を有せるなり二十七八年役開始の當時政府が財政上少からざる便宜を有せしもの一に帝國議會が鋭意冗費を削減して歳山の減縮を企てし功に歸すべくんば今日財政上此餘裕を有するもの亦た全く現内閣が萬難を排して財政整理に力めたるの功に歸せざるべからざるなり

財政の現状右の如し左れば事件の發展豫測すべからざるにもせよ直に軍事資金の供給に困難を見るが如きとなかるべし然れども發展の事情如何によりては早晚尙ほ他に財源を求むるの必要あるべく然らざるも右の資金は何れも將來に於ける使途既に確定し居るものなれば事端終局後は必らず之れを補充するの財源を求めざるべからず然らば何れの邊に其財源を求むべきか今參考として最近戦役に於いて英米兩國が採用せし財政計畫を略記せんか

米國が米西戦争開始の當時に於いて軍事資金として計上せし總豫算額五億弗(我十億圓)而して此れに對する歳入として米國政府が定めたる財源は麥酒税煙草税の倍加(一)煙草商製造者行商に對する課税(二)債券株券諸種の手形不動産買賣證券契約證券保險證券電信電話急行通過物等に對する課税(三)轉材製茶其他の課税(四)及入港船噸税の増加(五)によりて年額一億萬弗を得更らに三步以下利付大藏省證券(償還期限一年)の發行により一億圓を得其殘額三億圓に對しては三步利付二十年償還の公債を發行し而して右公債及大藏省證券は増税及新税より生ずる年々の歳入増加額を以て償還すると云ふに在り

英國が南阿戰爭開戦の當時に於いて軍事資金及前年度歳入不足補充として計上せし總豫算額六千萬磅(凡我約六億圓)而して之れに對する歳入として英國政府が定めたる財源は麥酒税増加(百七十五萬二千磅)酒精税増加(百零一萬五千磅)煙草税増加(百十萬磅)茶税増加(百八十萬磅)所得税増加(六百五十萬磅)印紙税法改正(十五萬磅)により年々千二百三十一萬七千磅を得更らに大藏省證券の發賣により千三百萬磅を得國債償還基金積立中止により四百六十四萬磅を得更らに十年償還の公債發行により三千萬磅を得るととし而して右公債及大藏省證券は増税により生ずる年々の歳入増加金を以て之れを償還すると云ふに在り

右二國の軍事費支出に關する財政計畫は其増課税目に於いて異同ありと雖も其一部を公債及大藏省證券に仰ぐと共に其他の一部を増税によりて得且つ増税より得べき歳入増加金を以て大藏省證券及公債を短期の間に償還すと云ふ大方針に至りては全く同一軌に入るなり是れ公債募集は動もすれば市場の資金を奪却し去り民間事業界をして資本を涸竭せしむるの恐あるを以て増税によりて成るべく事業界以外に散布せる零細の資金を吸收し之れを以て軍事資金に充て公債發行により市場より奪却せらるべき資金の高を成るべく少からしめんとすの旨義と戰爭に要せし資金は成るべく現時の國民に負擔せしむべしとの旨義より出でたるなるべく尙ほ某財政家は米國の財政計畫に付き評して曰く

米西戰爭中成功の海陸米軍に隨したるが如く米國の財政當局者も亦た至大の功績を擧げたり……抑千八百二十一年及千八百六十一年の戰爭中に於ける政府財政方針の賜點とも謂ふべかりしは軍事費を供給するに當り重きを公債の募集に置き増税の道に依らざりしに在り大藏長官は此に見る所あり増税を以て國庫を豊富ならしめば自然借用を増し得べく從て一層公債募集を容易ならしむべきを信ぜり……果して國民一般の歡迎を受け結果豫想の上に出るに至り……細切當日迄に申込みたる應募者の總數三十萬人其應募額十三億八千五百萬弗(募集額二億弗に對し)の多きに達し若し尙ほ細切期限を遷

延したらば人數金額共前記數の兩三倍に及べると殆んど疑を容れざるものゝ如し

日清戰役に於ける我政府の財政計畫は全く之れに依り最初より全く剩餘金及公債金に頼るの計畫にして實際に於ても亦た剩餘金恤兵金獻納金及取償金によりて其一部を補足せしのみ其他の全部は凡て公債金に頼り軍事資金供給の財源としては毫厘の増税をもなす所なかりしなり蓋し日清戰役に於ける財政計畫は全く舊式に則りたるものにして英米二國の財政計畫は更らに新式を開きしなり

然らば清國事變に對する本邦の財政計畫を如何に定むべきかは是れ最後の問題なれども曰下類ひに國庫内上記の餘裕存するあり且つ事件發展の事情多少豫測せられ之れに要する資金の高も多少豫測し得らるゝにあらざれば財政計畫を定むるにも標準を得難き事情あれば該問題の解釋は他日に譲り茲には單に我國財政の現況と米西戰爭及南阿戰爭に對する米英兩國の財政計畫を叙し置くべし

日清戰爭後の支那

日清戰爭は實に支那の運命に重大の影響を及ぼし極東事局の發展を促す所の刺激となれり

支那の政治的組織の朽敗し兵備の頼むに足らざると日清戦争によりて暴露してより列強が極東の狀態に大變動を來たすの近きにあらんとを慮かりて各々地歩を占め勢力を伸張し利益を獲得するを勉むるに至りたるは蓋し自然の勢なり日清戦争後國際政治の焦點は極東に遷りたりと育ふも過言にあらず

日清戦争前に於ける北京の朝廷に於て最も勢力を有し最も清國に親善したるは英國にして中央亞細亞及び極東に於ける露國の南下を防遏するが爲め英清相倚り相助るの觀ありたり然れども此局面は日清戦争後に於て全く變轉せり露西亞は遼東遼東を周旋し又た償金支拂の爲めに清國が要したる公債を保證したるが爲めに清國の好友視せらるゝに至れり而して其報酬として先づ西伯利亞鐵道を短縮する爲めに滿州を通過するの許諾を將露清銀行の設立によりて財政上支那を支配するの地を造れり滿州鐵道起工式の擧げられたるは實に明治三十年八月にありき

遼東遼東に周旋せる三國の中佛國も亦た夙に其報酬として東京の境界を改正し其領域を擴めたり(三十年六月條約關印)

然れども干渉の報酬を得ると最も晩かりし獨逸が忽然膠州灣を占領するに至て(明治三十年十一月)形勢は急轉直下の激變をあらはせり獨逸の果敢なる處置は他國をして同じく

支那に加ふる壓力の度を強くせしむるの機會となれり露國は旅順大連の貸與と滿州鐵道を大連灣に延長するの許諾を得(明治三十一年三月二十七日)英國は是れに對して均勢を保つが爲めに日本軍の撤退するを待て威海衛を借入れ(三十一年四月三日)次で香港の防備を嚴にする爲めに對岸九龍の地域を擴張し(四月十七日)佛國も亦た廣州灣借入の許諾を得たり(四月七日)從來極東に多くの利害關係を有せざりし伊太利までが後馳せに(明治三十二年八月)に三門灣の借地を要求したるが如き清廷の許諾を得るに至らざりしと雖も亦た潮勢の方向を示すものと見るべし

以上は列強が支那の領土に對して直接支配權を得たる場合を舉げたるものなり尙此外所謂勢力範圍の劃定あり英國は揚子江水域に關し(三十一年二月)佛國は雲南廣東廣西の三省に關し(四月七日)日本は福建省に關し(四月二十七日)是等の各地方を他國へ割讓せざるの誓言を清國政府より得たり是れ勢力範圍の基礎と見做さるゝものなり露西亞の滿州に於けると獨逸の山東に於けるとは特に不割讓の誓言なしと雖其の利益の關係により自ら勢力の範圍たり

領土の借入勢力範圍の劃定と共に鐵道敷設權礦山探掘權の獲得も亦た列強の競争する所なり領土借入運動の一段落を告げたる後列強の特に熱中したるは鐵道敷設權の獲得なりき

(別項)支那の鐵道(參照)英露の間には鐵道敷設及管理權に關して紛議を生じたりしが英は長城以北に於て露の經營を妨害せず露は揚子江水域に於て英の經營を妨害せざるの約を結ぶ(三十二年四月)一時協和を遂げたり

門戶開放は英國が吶道したる支那政策の嚮附にして最初の意義は諸國人民をして貿易上商業上同一の便宜を有せしむ可しと云ふにあり故に嚴密に旨へば門戶開放は土地の專有と相容れず隨て領土の保全を前提するものなり或は一歩を譲りて土地の專有は已む可からざるも之を世界の貿易の爲めに開放せしむ可しとは英國の希望なりき英國は此主義によりて露國の旅順大連獲得に對したりき然れども兩港の開放の實行に關し露國の處爲に慷慨たらずして自ら威海衛を獲得し揚子江水域の不割讓の誓約を求め所謂勢力範圍劃定の先鞭を著けたり然れども各國をして其獲得せる領土若しくは勢力範圍に於て列國人民に貿易自由を與へしむれば尙ほ或る意味に於て門戶開放政策の實行と見る可し昨年以來米國の提議により列國が門戶開放の宣言に同意したりしと云ふは則ち此意味に於て然るなり

日清戦後列強の勢力の支那を壓迫し來れるは此の如くなる間に支那自身は如何なる變化發展を爲せしや日清戦争が支那を覺醒し開明の途に進ましむるの結果を生ぜんとは支那の好友が懷きたる一縷の望なりき果然支那人民中には漸く革新を思ふものあり光緒皇帝亦た

鋭意此運動に着手せんとしたれども劇策宜しきを得ず却て北京朝廷に於ける頑固派の反動を激成し三十一年九月の政變によりて皇帝は實權を失ひ西太后攝政の新局を開き革新の氣運は頓に挫折せり爾來清廷は保守派の手に落ち李鴻章の如き漸進主義の政治家さへ遠方に斥けられ頑固の滿人獨り政權を專らにして漸次に排外の氣焰を高め來れり特に昨年伊太利の三門灣借地要求を拒絶して成功したるの一事は排外派の心を強くしたるもの、如く剛毅の查辦は南清に於ける革新の氣運を壓し得たりと信せられ今年始めに於ける立儲により極端の排外主義に傾ける端郡王は北京の朝廷に勢力を握るに至り終に義和團の暴舉により列國の強力壓迫を招くに至りたるは是非もなき次第なり

支那と列國の交渉年表

- 一六八七年 露清ハルチンスク條約(露國と境界を定む)
- 一七二七年 露清恰克圖條約(露國と境界を改定す)
- 一八四二年 英清南京條約(鴉片戦争終結の爲めに締結せられ香港の讓與五港の開市を約す支那を世界貿易の爲めに開くの紀元なり他の諸國亦た之れに次いで清國と條約を締結せり)

- 一八五一年 露清クルヂヤ條約（伊犁地方を露國へ讓與するを約す清帝の批准なし）
- 一八五八年 天津條約（英佛聯合對清戰争の終局に英佛へ對して別々に締結せられ南京條約を改定して支那に於ける條約國の權利を擴張し確實にす他の諸國亦た之れに次いで同一の基礎によりて條約を改正せり現に今日まで列國と清國との關係を支配する基礎は天津條約にあり）
- 露清愛琿條約（英佛聯合軍が大沽を砲撃し清國と戦争せる間に露國は此條約により黑龍江地方の領土を擴張せり）
- 一八六〇年 北京條約（清國不信の爲め英佛と第二の戦争を開きたる結果として締結せらる英は香港の領權を確定し對岸九龍の一部を獲得す）
- 一八七一年 日清修好通商條約
- 一八八五年 佛清媾和條約（清國は佛蘭西の安南に於ける地位を確認し境界を劃定す）
- 一八九五年 日清媾和條約
- 一八九六年 日清通商條約（日清媾和及通商條約は清國に於ける外人の權利を擴張し列國も之れに均霑せるにより天津條約と共に現今列國と清國との關係を支配する基礎を構成す）

- 一八九七年 獨逸膠州灣を占領す（十一月十四日）
- 一八九八年 膠州灣貸讓の許諾（一月十一日）
旅順大連借入に關する露清條約（三月二十七日）
威海衛貸讓の許諾（四月三日）
佛國廣州灣借入の許諾を得（四月七日）
英國九龍の地城を擴張の許諾を得（四月十四日）
伊國三門灣の要求
- 一八九九年 英露の協約
- 一九〇〇年 米國の提議による門戶開放の宣言

清國中央政府の官制

清國官制の基礎は一に大清會典（清の法律）にあり是れ清朝の祖先が千歳不易の大典として其子孫に傳へ歷朝因襲今に至りしものにして我國現時の官制又は歐米各國の官制の如く時の必要に應じ自由に變改し得べきものにあらざ此點に於ては徳川政府と其の情を同ふせり幕府の末造内外危急の秋に當り有司が祖宗の御遺法と唱へ又は御先例なしと唱へて一小事を以て英斷

し能はざりしを思へば今日清國政府の事毎に遲疑決する能はざる亦察すべきなり蓋し清國改革の前途に横はる一大障礙は其官制なり

清國中央政府中最も政機の運轉に必要なるは内閣軍機處總理衙門六部及び都察院とす其他内務府宗人府ありと雖も一は宮廷の事を司り(我宮内省)一は宗室(我皇族)の事を司るものにして大政の運轉に關係なし太僕寺詹事府鴻臚寺光祿寺等は殆んど裝飾的官衙のみ通政司理藩院翰林院亦殆んど無用の府なり内閣は元と老練博識の學士を置き六部尙書の上に立ち機務を司る所なりしが軍機處設置以來主上と内閣との間に更に一の内閣を生じたるの觀あり機務の要件は此處にて處理するとなりしより内閣の實權は去つて軍機處に移れり其最高官は大學士四人(漢人二人滿人二人)とす是れ清國官吏中の最高位なり之に次ぐものを協辦大學士とす(滿一人或は二人漢一人或は二人)各部尙書より兼任するを常とす然れど現今に於ては内閣は只軍機處と都察院六部及び地方官の文符を取次ぐ場所となり大學士も只順榮の虛名たるに過ぎざるに至れり

軍機處は雍正十年初めて置く所にして軍國の大事を覆護し主上の諭旨を書して内閣に傳ふ主上毎朝親臨して庶政を聽斷す軍機大臣とは軍機處の大臣なり其數一定せず親王大學士尙書侍郎の内より兼任す軍機處は我内閣樞密院參謀本部を介したる如きものにして其大政を

總攬する點より云へば内閣なり主上の顧問府たるより云へば樞密院なり軍國の大事を計策處斷する點より云へば參謀本部なり一國の大政多く此等大臣の會議に依つて決すと雖も又全く然らず即ち外交の事は多く總理衙門の意見に待つのみならず内閣の事と雖も都察院の制肘を免かるゝ能はざることあり

總理衙門は我國の外務省に比して異なる所は權力重大なるにあり我國に於ては外交の大事皆内閣の裁決に依り外務省は只之を奉行するの觀なきにあらざると雖も清國に於ては外交上の事大小共に總理衙門の意見に依つて決す故に其組織も我國各省と相比すべき六部と異にして軍機處と略同しく數名の親王大臣大學士尙書等を置き多く軍機大臣を兼ね此會議に依つて決したる事は直に主上の裁許を仰ぐものとす

六部は我國各省と相比すべきものにして吏戶禮兵刑工に分つ毎部の長官を尙書と云ひ滿人一人漢人一人を以て之に任す其次たるもの二人左侍郎右侍郎と云ふ滿人二人漢人二人を以て之に任す吏部は文官の任免黜陟と封爵とを戸部は財政と戶籍とを禮部は教育と典禮とを兵部は水陸の軍政と驛遞の事とを刑部は刑法を工部は土木工業兵船軍器の製造を管理す每部數司に分つ猶我局の如し

都察院は行政の得失を監察し官吏の邪正を辯し主上に密奏して綱紀を維持するを力む親王

大臣と雖も其彈劾を免るゝ能はず其官は左右都御史(滿漢各一人)左右副都御史(滿漢各二人)に分つ院内に六科給事中及十五道監察御史を置く六科は史料戶科禮科兵科刑科工科にして毎口内閣より送り來る命令上諭等を受けて之を檢閲し六部及び地方に分遣す例之命令上諭にして吏部の事に關する時は吏部給事中之を受けて檢閲し更に吏部又は地方に傳送す若し其命令上諭中異見あれば既に裁許を得たるものと雖も尙可否を執奏するの權あり十五道は京畿道河南道江南道浙江道山西道山東道陝西道湖廣道江西道福建道四川道廣東道廣西道雲南道貴州道にして各監察御史分據の地方を定め茲に發生する政事上の出來事を監察し兼ねて中央政府の各部を監察す例之京畿道監察御史は直隸盛京の司法事務を監察し併せて内閣及び順天府の政治に注目し河南道監察御史は河南省の司法事務を監察し兼て吏部尚書府地軍統領衙門及五城の出來事に注目するが如し

斯くの如くして政治の各方面各地方の出來事にして都察院の眼を脱する能はざらしめんとするなり蓋し斯の如き強大なる監察府を設くるは各國に別例なき所只清國の國情官吏の私を制し奸を防ぐの要あると他國より大なるに依る

以上各官衙の官能に依り實際政機の運轉する有様を略叙せんか先づ各總督若くは巡撫より皇上に陳奏するとありとせば六部を經山せずして直に通政司に致す(凡て文武長官の陳奏

は直に皇上に向ひ奏する例なればなり)通政司は只奏本の書式と日附を檢閲し遺條なければ直に之を内閣に傳達し内閣大學士相會して之を檢討し其各部の意見を聽くべき者は其部に交付して意見を首はしむ其の直に皇上の裁決を仰ぐべきものは各部に交付せず内閣の意見を付して軍機處に送る已に軍機處に至れば軍機大臣御前に會して其得失を議し採否を定むるなり若し其議定したる事皇上の密諭若しくは速諭となりて下る時は軍機處より直に之を當該地方官に送り其他は之を内閣に送り内閣よりは都察院の六科給事中に送る六科給事中之を檢閲して異見なければ各部及び地方に分送す是れ其大畧なり但し北京城內各衙門の陳奏は通政司又は内閣を經由せず直に奏事處に送る前陳の如く一事件の最後の裁決を得る迄には無數の關門を經ざるべからず關門の第一は内閣なり内閣には四人の大學士と二人乃至四人の協辦大學士相會議す次に各部に於ける尙書は一人にあらざして二人なり且つ尙書と侍郎は我國の大臣次官の如きものにあらざして其權力は殆んど相似たるものなれば實際に於て合議制に近し次に軍機處の決議及び皇上の裁斷を得更に轉じて都察院御史の認諾を得て始めて不動の定案となる何ぞ夫れ煩なるや且つ一關門を通過する毎に滿漢の肌刺を生じ通過を遅緩ならしむ何となれば中央各衙門は皆滿漢人を平等に配付すればなり(但し軍機處總理衙門は必ずしも然らず)政務の滯滞する豈怪むに足らんや

清國の地方制度

地方官の最高なるものを總督とす總督は管内の文武を統轄す其總數總て八人にして通常二省を兼轄すると多しとす即ち附江(江蘇安徽) 閩浙(福建浙江) 兩廣(廣東廣西) 湖廣又は兩湖(湖南湖北) 陝甘(陝西甘肅) にして直隸は京畿の地なるを以て一總督を置き四川は地積廣闊他省と隔絶して交通不便且つ省内物産に富み重要の地方なるを以て一總督を置き而して山東山西河南の三省は總督を置かず巡撫をして統轄せしむ

巡撫は總督に次で地方の重權を掌攝す教育行政を綜理し官吏の黜陟を用る各省一員を置く直隸四川の二省は總督一省を專管するを以て之を置かず

承宣布政使は一省の財政雜稅關稅の諸項を管理し各州知縣徵集額の儲蓄文山を掌る又提刑按察使は一省の法律治獄を司り各府縣の刑案を審察監督す

道臺は一省内の糧餉或は鹽法驛遞或は兵備海關或は巡守等の事務を兼理し各府縣の政務を監督す其數は直隸七山東四山西四河南五江南(江蘇安徽) 七浙江六江西四福建六湖北五湖南

五陝西五甘肅八四川 六廣東六廣西三雲南五貴州三にして總員八十九とす

知府は毎省各府に一人を置き府下の行政民事訴訟賦稅の諸務を施行し府同知府通判は知府を輔く知州は直隸各州及び府屬各州に一員あり知府と同一の事務を見る知縣は各省每縣に一人を置き知府或は知州に隸屬し縣下の行政民事訴訟賦稅諸務を施行す縣丞縣主簿は知縣を輔けて縣務を管理す

清國の陸海軍

陸軍

元來清國の陸軍は三個の分子より成る八旗綠營鄉勇是なり八旗は愛親覺羅氏勃興の時における騎兵にして精銳敵なく能く明朝を倒したり而して其滿州本部の兵を滿州八旗と云ひ蒙古の歸附せし者を蒙古八旗とし漢人より組織せるを漢軍八旗とし總計廿四旗大凡廿餘萬あり各京師の諸營に留まりて禁旅となり或は諸省に出で、駐防し宛然我德川時代の旗本八萬騎の味ありしが太平三百年彼等は今や兵にあらず只天潢貴胄を以て自ら誇り市井の間に遊蕩し徒に威業を糜すのみ綠營は漢土の民人を招募して編成したるもの其數大凡四十萬と號す以上八旗綠營の二者を額兵と云ふ口糧定額あるを以てなり鄉勇は額兵外の招募兵なり此

三者の外に練軍あり練營の兵を選抜して洋風の銃槍陣法を習はしめたるもの又別に榮祿の帥ゆる武衛五軍（一名北洋五軍）あり蓋し北洋精銳の軍隊を纏めて一九となしたるもの之を前後中左右軍に分ち中軍は榮祿自ら之を率ひ北京の南苑に駐す即ち

(一)前軍(毅軍) 一一、〇〇〇

宋慶

山海關錦州一帯に駐紮す

(二)後軍(甘軍) 一〇、〇〇〇

董福祥

通州薊州一帯に駐紮す

(三)中軍 一〇、〇〇〇

(四)左軍(新建軍) 八、〇〇〇

榮祿 董福祥

元と小站に駐紮する筈なれども尙が山東巡撫たりし以來暫任地濟南にゐるべし

(五)右軍(武毅軍) 一五、〇〇〇

蘇士成

遼東及び其附近に分駐す

其他慶親王の帥ゆる神機營端郡王の帥ゆる虎神營あり又淮軍なるものあり大沽砲臺の守備兵は淮軍の右翼十營（五千人）にして天津鎮總兵の統轄する所なりしなり其中其の兵は從來の情實關係なく新に招募訓練したるもの即ち彼が理想的に新造したるものなり其銳又海

内に比なかるべし宋慶及蘇士成の兵之に次ぐべし甘軍は率る體勇にして排外心に富むと甚し尙他に湖北の洋操兵江南の自強軍あり彼是通算すれば國內の兵數殆んど八十萬爲に年々三千餘萬兩を費す然し其大半は無用の兵なり此に於てか「裁兵節餉」の議起り上諭屢下りたるも皆撫の之を革めざる前日の如し

海軍

海軍は元と北洋水師南洋水師福建水師廣東水師の四つに分つ北洋水師は曾て精英を萃めたりしが日清の戦後尙残りしは只數箇の望舟のみ其後續て小艦建造せらるゝもの多く今や巡洋艦十五隻砲艦四隻水雷艦四隻水雷艇四隻水雷艇一隻あるも其兵に訓練なき爲め實際用をなすや覺束なし今其艦艇を擧ぐれば

	噸數	速力
海 天 巡 洋	四、三〇〇	二四、〇
海 地 同	四、三〇〇	二四、〇
海 容 同	二、九三〇	二〇、〇
海 壽 同	二、九三〇	二〇、〇
海 琛 同	二、九三〇	二〇、〇
海 琛 同	二、九五〇	二〇、〇

福州は臺灣の對岸閩江の左岸にあり海を距ると三十哩馬尾碇泊所よりは十哩江幅の狹隘なる處に二個の砲臺あり且つ江口には三箇所に防材を施せり廈門は南部福建の要樞なり隔門島の南岸に沿ふて數多の堡壘を築造せしも今日の戰術に照して無効なるを以て拋棄し更に既往廿餘年間に洋式の砲臺を其周圍七ヶ所に築けり其西北隅に一の石造堡城あり大陸に渡れば更に二個の堡壘あり前記の砲臺と相對す守兵にして男ならば外軍の入ると容易ならざるべし

廣州は香港より河航汽船三時間の程なり珠江は幅二千乃至二千五百米突にして其中央に二個の巖島ありて自然の擁護をなす此兩島及び左右の岸上に數箇の堡壘あり之を通過すれば江幅漸く濶く平汎島黃埔島等の群嶼あり此等の島上及び其左右兩岸に又砲臺あり蓋し外糧が之を馭せしむるは随分難き事なるべし

▲江防 楊子江は所謂天下の中數省休戚の係る所吳淞砲臺は其咽喉にあり延長一哩餘に及べり江南機器局設立以來著しく其堅固を増し以て要塞前二哩を上下する船艦を擊破するの力あり又吳淞より溯ると八十哩許の左岸江陰江陰の近傍に第二の堡壘あり其數五個大小六十の大砲を備ふ其對岸靖江にも二三の砲臺あり江陰より上流六十哩計なる鎮山にも堡壘あり

も其對岸にも之あり此邊江幅凡そ三百五十ヤード之を通過して又二個の砲臺を望む南京の北門に接せる丘陵の半腹に一堡壘あり是より更に百廿八哩左岸の鷓鴣山に要塞あり仙湖ると二哩第二の要塞あり次に安慶に要塞あり其の次には又潯陽湖の入口大孤山に要塞あり而して其湖畔の市府及び湖口にも亦堅固なる堡壘あり楊子江沿岸最終の堡壘は同湖の上流四十五哩なる破額山にあり其對岸にも之有り即ち前記諸砲臺は江口より數百哩の地迄連るものなり

▲邊防 邊防は元と支那の大患なるも舊來の組織夙に廢れて殆んど効なく東三省の地山水徒に存して其主を異にし蒙古方面亦他人の軒轅を聽き雲南伊犁新疆の方面も漸く列強の餌たらんとす只今日に於て聊か意を強ふべきは越に劉坤一劉坤一の奏議に依り決定したる部署あるのみ即ち

- | | |
|-----------|---------|
| 兩江總督(劉坤一) | 六萬三千五百人 |
| 湖廣總督(張之洞) | 四萬八千人 |
| 湖北巡撫(干蔭霖) | 一萬八千人 |
| 湖南巡撫(俞廉三) | 三萬人 |
| 江蘇巡撫(鹿傳霖) | 二萬四千人 |

- 安徽巡撫(王之春) 二萬千五百人
- 江西巡撫(德壽) 二萬六千人
- 浙江巡撫(劉樹堂) 二萬八千人
- 長江水師提督(黃少春) 四萬人
- 南鎮總兵(李占椿) 三萬四千人

其方略に曰く海上警を傳ふれば兩江總督は清江浦を本營として揚子江沿岸の陸軍を總轄し分營を徐州に置き山東巡撫の率ゆる兵と連絡すべし湖廣總督は揚子江の中央を護り洞庭湖の西部に於ては湖北湖南巡撫の二人其挾制の任に當るべし

揚子江の戒嚴は江陰を根據地とし長江水師提督之に當り南鎮總兵は南洋水師を都統し茲に廣下の各軍を率ゐて鎮江以東崇明島及吳淞の諸堡壘を扼守す外國軍長驅して首府を犯さんか南方の諸軍は山東の兵を合して北上入衛し陝西山西河南の都統は其軍を掲げて東路北京に赴くべし尙江蘇江西安徽浙江の四巡撫は糧餉を籌りて各隊に輸送し併せて諸營の地方を護るべしと

其方略此くの如し世人は當さに秘密にすへき作腹計謀を支那人が公示するの愚を笑はんと欲す

清國大官略評

慶親王外人と接すると多かりし爲め比較的に新智識あり内外の大事ある毎に能く出で、周施するは此親王なり

醇親王は宗人府及び軍機處の首席なり諸親王中最も年老なり

端郡王は現皇儲溥儀の生父にして總理衙門大臣なり近年迄は別に政治上の経験なきも清朝の末運に際し唯一の輿劑は攘夷なりと思ひたるものか團匪の暴動を見て軍ろ之を喜び戒は煽動しつゝある處聊か異色ありと云ふべし (護和團の性質及將來參照)

榮祿は軍機大臣にして又北洋大臣を兼ね剛毅の如く頑固黨にはあらず北洋大臣としては名目上北洋廿萬の兵を統帥すと雖も實際に於て其権力なきか如し

剛毅は軍機大臣にして兵部尙書を兼ね純然たる頑固黨なり併し性質は剛直にして私心なきが如し彼の自ら出で、南洋を查辨したるが如き眞に太后の爲に盡さんとしたるなるべし日前長江を查辨せし李秉衡も彼が幕下なり現軍機大臣たる趙舒翹も亦然り蓋し翠濤恒の如き今配地にある張蔭桓の系統を曳けるを以て剛の服ふ所となりて罷められたるものならん

錢應溥御史より昇進したるもの蓋し機時好んで上書し遂に榮遠の途を開きたるなり

備禮は刑部尙書にして歩軍統領（警視總監に似たるもの）を兼ね福相の人なれども元來筆墨に長ぜず只能く下に臨んで情實を盡すを知れり所謂可もなし不可もなしの人なり王文韶は漢人にして向背を明にせざる人なり啓秀溥遜は共に宗室に係り剛毅と英邁なり前者は禮部尙書たり後者は某部侍郎たり那彦圖は蒙古親王にして守舊派に重ぜらる徐桐も亦祖國甚しく洋を嫌ふ」更に諸總督其他に移らんに兩廣總督李鴻章は權に直隸總督兼軍機大臣として外交に參與したるは夙に邦人の知る處其比較的の開化的智識あるや明なり彼れ元と長髮賊亂の始め曾國藩の幕賓たり次で兵を率いて出陣したるとあり
 兩江總督兼南洋大臣劉坤一も元と長髮賊亂の當時に功を建てたり久しき以前兩江に總督たり一度罷めしも又彼を煩すに至りしなり彼れ元と湖南の入湖南の壯丁彼を信ずると帥の如し北京廷が容易に彼を罷む能はざる亦此にあり
 湖廣總督張之洞は進士出身なり夙に文筆に長じ曾て紛糾あるの日彼れ上書せば人情爭ふて之を見んとしたり既に湖廣に總督たると久しと雖も劉坤一の如き確乎たる根據を有せず彼が萬事控目にし寧ろ曖昧なるが如き所爲あるも此が爲なり
 閩浙總督許應駁は必しも非開化黨にあらざる曾て康黨を嫌ひたるも寧ろ康等の主意を嫌ひたるにあらざる康等の手段の稍剛劣なるものありしより只其人を嫌ひしなり直隸總督裕祿は滿

人なり元と總督にあり一昨秋政變の際にも太后派に屬したるも剛毅如き分らず屈にはあらざるべし
 袁世凱盛宣懷は第二流政治家と云ふべきか前者は山東巡撫にして武衛左軍即ち新建陸軍八千を率ゆ其部下皆從來の關係なく曾新に彼が理想に従ひ徵募したるもの眞に新進の名に背かず其銳又第一と稱す袁元と李に倚つて出世したるも今や殆んど李の強を摩す盛は大進寺少卿鐵路總裁たり又招商局總辦たり蓋し財務に長ずるものゝ如し
 武衛前軍を率ゆる宋慶は大兵にして風姿自ら秀て恩威兩つ乍ら備はれるものか部下の彼れを信ずると甚しく彼に如何の失策あるも部下は決して離散せざるべし又其部下中には日清戰爭に出でたるものあり其銳殆んど袁世凱の兵に次ぐべし宋の下にあり事實上前軍を操縱せる馬玉昆及び右軍の將蔣士成も共に平壤の戰に臨みたるもの蔣の兵又多少の訓練あり後軍一名甘軍の將董福祥元と甘肅の土著其部下も元と甘肅陝西無頼の壯丁に過ぎず今や之を扱きて官兵としたるなり排外心に富めるに最も甚し
 蓋し清國地方の督撫將軍中袁傑風の人を求むれば尖れ劉坤一と宋慶乎

軍機處及總署大臣

軍機大臣 (六人)
 主 禮親王
 戶部 王文韶
 兵部 剛毅
 全 榮祿
 工部 錢應澍
 刑部 趙舒翹
 總理衙門大臣 (七人)
 崇禮 王
 王文韶
 那彥圖
 啓秀

(漢人)
 (滿人)
 (滿人)

(滿三人漢三人)
 (滿人)
 (漢人)
 (滿人)
 (滿人)
 (漢人)
 (漢人)
 (滿六人漢一人)
 (滿人)
 徐桐
 溥頤

(滿人)
 (滿人)

清國現在總督將軍巡撫

總督 (八人)
 直隸總督 裕祿
 奉天總督 許應駁
 陝甘總督 魏光燾
 兩廣總督 李鴻章
 盛京將軍 增祺
 龍江將軍 恩溥
 荆州將軍 濟祿
 寧夏將軍 錫振
 成都將軍 紹哈布
 廣州將軍 森隆
 巡撫 (十五人)

兩江總督 劉坤一
 湖廣總督 張之洞
 四川總督 岑春煊
 雲貴總督 崧蕃

吉林將軍 長順
 杭州將軍 常恩
 綏遠將軍 永德
 西安將軍 許國俊
 福州將軍 許應鑾
 江寧將軍 崇善

江蘇巡撫 江西巡撫 山西巡撫 新疆巡撫 湖南巡撫 廣東巡撫 雲南巡撫 河南巡撫

鹿傳霖 松壽 翁同龢 翁同龢 翁同龢 翁同龢 翁同龢 翁同龢

各國欽差清國公使

日本 德國 俄國

李盛鐸 伍廷芳 呂海寰

英國 法國 佛國

羅傑 楊庚 裕庚

安徽巡撫 山東巡撫 陝西巡撫 浙江巡撫 湖北巡撫 廣西巡撫 貴州巡撫

王之春 魏光燾 劉坤一 于蔭桓 黃槐森 王敏

五十二

駐清各國公使

英公使マクドナルド氏 退職陸軍少佐にして瘦弱瘠癯言葉少なく愛嬌に乏しきも自ら英人剛毅の風あり一たび赴たば必ず意志を貫徹するを期するも自國の利益に關せざるとは一切顧みず赴任以來威海衛、九龍の租借牛莊及び津鎮鐵道交渉に關し功あり今や其一言は總理衙門に千鈞の重味あり
露公使ワールス氏は故露國外相ワールス氏の息人と爲り慎重パウロフ氏の溫和滑脱觀み易きに似ず又氏の赴任前露國は旅順大連の租借東清鐵道の敷設權等凡て獲得し氏に於ては未だ赫々の功なきも英公使が北京に於て一も腹心を有せざるに反しワールス氏は巧に許燕澄、王之春、張翼等を使族して宮廷を籠罩し層々親切となしに清廷の爲に盡くし他日の伏線を張らんとす
獨公使ケットレル男 宣教師の生命保護を口實として前公使が膠州灣の租借を得てより德國欽差の名は總署大臣の最も畏るゝ所ケットレル男は温厚の人なりと云へど獨逸は由來清國に於ては何方よりの故隙反對なく運動するの自由を有せり併し男は去六月廿三日總理衙門に赴く途上官兵の爲に殺害せられたり

佛公使ビション氏 元と代議士にしてクレマンソーの旗下餘々の名あり公使會議の席上第一の雄辯家なり昨秋土民の暴動を名として遂に廣州灣境界條約に新權利を占むるに獲したるも此人なり

米公使カンゴー氏 メーワホル、カンゴーと呼ばれ温厚篤實總理衙門大臣又其人物に推服せり一昨夏赴任せるもの

埃公使ツルポルン男 去卅年公使館設置後公使たり埃國は從來極東の利害に關係薄ければ男の行動未だ甚しく人目を惹かざりしが一昨秋政變の際逸早く自國の陸軍隊を上陸せしめ昨春三門灣事件の際機敏に立廻りて交渉機密の探諜に力めたる以來一段の敬重を占む伊公使サルザアゴ、ラツワー侯 今は代理公使たり彼のマルチノー氏の着任前北京に一等書記官たり性質温雅北京の好紳士と稱せられ夫人亦北京第一の美人と稱せらる和蘭公使ノーベル氏 平生機密を知るの便あり随つて交際社會の主位に立てるが如し白耳義公使オルフ侯 能く露公使の爲に盡すを以て知らる

葡刺牙公使ガルバルト氏 澳門の知事にして公使を兼ね人望高からざるも諸所の宴會に押し強く出席すと

西班牙公使ドン、コロガン氏 先任の故を以て公使會議に長たり米西戰爭後公使館費用

著しく節減せられ今は館中書記官なく通譯官なく一人の公使あるのみ既に年老いて首動稍頓馬なるも各國公使其境遇に同情を寄せて敢て咎むる者なし之に我西公使を加へて北京駐劄各國公使は都合二十人なり

列國東洋艦隊司令官

英國	司令長官	シーモニア中	將
同	司令官	ブルース少	將
露國	司令長官	キリアンランド中	將
佛國	司令官	ウニシロオラゴー少	將
佛國	司令長官	クイルワニール少	將
佛國	司令長官	ベンダマン中	將
佛國	司令長官	リイミー中	將
米國	司令官	ルイ、ケンフ少	將
全	司令官	グレネット中	將
伊國	司令長官		

又去六月五日大清礙泊列國先任將校會議に出席したるは

英	國	海軍中將
佛	國	海軍少將
露	國	海軍少將
米	國	海軍少將
獨	國	海軍大佐
日	本	海軍大佐
伊	國	海軍大佐
澳	國	海軍大佐

にして又六日の列國先任將校會議に出席したるは

英	國	海軍中將
露	國	海軍中將
佛	國	海軍少將
米	國	海軍少將

サー、エドワード、シーモニア
クールヴァニール
ウエシロクゴエー
ルイ、ケムフ
グーリヒ
永峰光孚
フリガトリー、カセリヤ
トーマン、フオン、モンタルマル
代理海軍少佐某

サー、エドワード、シモニア
ヤー、ホルアブランド
クールヴァニール
ルイ、ケムフ

在清帝國公使館及領事館員

(六月廿日調)

獨	國	海軍大佐
日	本	海軍大佐
伊	國	海軍大佐
澳	國	海軍大佐

グーリヒ
永峰光孚
フレガトリー、カセリヤ
トーマン、フオン、モンタルマル
代理海軍少佐某

○北京公使館

公使 男爵 西德二郎

一等書記官

石井菊二郎

(歸朝被仰付)

一等書記官

日 置 益

二等書記官

中 島 雄

(歸朝中)

二等書記官

橋 原 陳 政

三等書記官

九 毛 直 利

外交官補

見 島 正 一 郎

通譯官

鄭 永 邦

通譯官

鶴 九 作 藏

○天津領事館

領事

郎 永 昌

書記生

大 枝 義 祐

○芝罘領事官

領事

田 結 錦 三 郎

書記生

岡 部 三 郎

○蘇州領事館

領事

岩 村 成 允

書記生

中 村 善 次 郎

○上海總領事館

總領事代理

小 田 切 萬 壽 之 助

領事官補

松 村 貞 雄

領事官補

田 中 慶 三 郎

書記生

竹 崎 六 次 郎

書記生

白 須 直

書記生

天 野 泰 太 郎

書記生

岩 越 英 高

書記生

野 島 金 八 郎

○香港領事館

領事

上 野 季 三 郎

書記生

石 氏 章 作

○漢口領事館

領事

今 村 勝 太 郎

書記生

古 谷 榮 一

○福州領事館

領事

瀨 川 淺 之 進

書記生

松 元 鶴 熊

○重慶領事館

領事代理

豐 島 拾 松

通譯生

非 原 貞 澄

○牛莊領事館

領事

山 崎 桂

書記生

富 田 義 詮

書記生

堺 興 三 吉

書記生

內 田 新 吉

書記生

田 邊 熊 三 郎

書記生

森 吉 松

通譯生	松 崎 翠	警 部	六十
○杭州領事館	若松 兎三郎	書記生	徳原 時 堂
書記生	杉本 重 道	書記生	連 水 一 孔
通譯生	松 永 清	警 部	深 澤 遼
○沙市領事館	(歸朝中)	書記生	石原 新太郎
領 事	二 口 英 久	警 部	大 杉 正 之
書記生	中 村 重 三	領事官補	松 平 福 綱
○廈門領事館	上 野 專 一	書記生	芳 澤 謙
領 事	山 吉 盛 義	書記生	大 賀 龜 吉
書記生	松 本 幹 之 亮	書記生	中 村 修
警 部	日 吉 又 男	書記生	

支那の鐵道

- (イ) 既 成
- (一) 官有北清鐵道||北京より天津を経て山海關に至る(又山海關よりは新民廳牛莊に至る等にて資本を英國より借入れ居れり錦州迄は殆んど完成せり)
 - (二) 自北京至保定府||官設なれども蘆漢線の一部たるべきもの
 - (三) 自上海至吳淞||十七哩官設なれども英人企圖の上海蘇州線に合せらるべきもの
 - (四) 工事中又は計劃中即ち権利の許可されたるもの
 - (一) 露國||滿州に於ける東清鐵道(其中旅順より奉天附近の鐵道迄は工事落成せり)
 - (二) 露清銀行||蘆漢線の一驛正定より山西の首府太原に至る百三十哩
 - (三) 戈歇鐵道||西伯利亞のイルクツクより戈歇沙漠及恰克圖を経て北京の北宜化に至る(露國が本線敷設の約を結びたるは數月前の事なれども頗る秘密にされ居るを以て正確なるとは知る能はず)
 - (四) 白耳義シチヂクト||自北京至漢口所謂蘆漢鐵道約七百哩
 - (五) 米國支那開發會社(義華公司)||自廣東至漢口所謂粵漢鐵道六百哩英清と共同する約

あり

- (六) 獨逸||膠州より濟南及び沂州に至る二線四百二十哩
- (七) 英獨シンドケート||自天津至鎮江所謂津鎮鐵道
- (八) 英國

- (1) 自上海蘇州及び南京に至る
- (2) 自上海至杭州(多分寧波及び温州に延長すべし)
- (3) 自南京至漢口線之信陽
- (4) 自九龍(香港の對岸)至廣東
- (九) 北京シンドケート(英伊シンドケート)||所謂贛山鐵道
 - (1) 自陶館至衛河畔衛輝及び澤州
 - (2) 自澤州河南府を経て至漢江畔襄陽
- (十) 佛國
 - (1) 自北海至西江の某所即ち南寧或はベセ
 - (2) 自東京境上龍州至雲南府
 - (3) 自廣州灣至哈浦

其他廣東省梧州より桂林貴陽を経て成都に至らしめ又緬甸既成線を延長して大理府を経て雲南府に至らしめんとは英國の計畫なり、
又山西省太原府より陝西省西安に至る一線は、英露共に之を敷設する希望あり、更に開封府より河南府を経て西安に至る線路敷設権も自耳義(其實は露國ならん)之を得んとせりと

北清鐵道沿路概況

先づ北京方面より述べんに馬家堡停車場は永定門外にあり、更に五哩にして、豐台停車場あり、豐台は蘆漢鐵道と京津鐵道の分岐點なり、蘆漢鐵道は目今北京の西南八十八哩なる保定迄通せり、豐台より京津鐵道は南苑の西方を繞り、更に黃村、南淀、郎坊、落岱を通ぎ、楊村に至りて鐵道白河を横きつて其右岸を走る更に北倉を経て天津に達す今天津より北京迄の里程を示せば

- 天津より北倉まで 八、六一
- 同 楊村まで 一七、八八
- 同 落岱まで 三一、〇九

同	朗坊まで	四〇、四〇
同	南淀まで	五三、六四
同	黃村まで	六四、四七
同	豐台まで	七四、八八
同	同北京(馬家堡)まで	七九、六八

而して京津鐵道は全路複線にして動亂前は日々三四の往復あり其中一回は急行なりしなり又天津山海關鐵道は延長百七十四哩にして單線なり天津より第一の停車場軍糧城は天津より十七哩又次の塘沽は天津より廿七哩白河に沿ひ營口の牛莊に於けるが如く事實上天津の港なり塘沽附近は荒蕪なる濕地なれども稍食鹽を産す併し數哩を過れば状況少しく島なり可なりの收獲あり漕台は天津より五十一哩にして附近には樹木多し唐山は天津より八十哩にして有名なる開平炭坑に近し唐山より十四哩にして古冶に達す此附近には十個許りの炭坑あれども尙採掘せられざるもの多し而して唐山附近よりは小峰連なり樹木繁く地形又單調ならず灤州は天津より百十三哩灤河に瀕せるを以て雨期には洪水氾濫し橋梁永く架し難きとあり鐵道開通以來灤州は灤河上流の紙及び骸炭の取次所たり灤州より進めば鐵路海岸を走り天津より百五十二哩の處には有名なる避暑地北戴河に至る停車場あり同停車場より北戴河迄は四哩に足らず更に廿一哩にして山海關に達す山海關は北京より鐵路正に二百五十五哩半なり

山海關より牛莊に至る所謂關外鐵道は山海關より四十哩天津より二百十四哩なる中後所に至り更に東方七十三哩にして錦州に至る此間は既に殆んど完成せり錦州は北京より三百六十七哩天津より二百八十七哩なり錦州よりは牛莊に通するも近きにあらん所謂關外鐵道は英清共同の名義なり

清國の開港場

條約に依り開港したる者

上海	江蘇省松江府
天津	直隸省天津府天津縣
寧波	浙江省寧波府鄞縣
九江	江西省九江府德化縣
鎮江	江蘇省鎮江府丹徒縣
芝罘	山東省登州府福山縣

漢口	湖北省漢陽
福州	福建省福州府閩縣
重慶	四川省重慶府江津縣
蕪湖	安徽省太平府
宜昌	湖北省宜昌府
牛莊	盛京省奉天府海城縣

温州 浙江省温州府
 潮州 東省潮州府潮州縣
 瓊州 廣東省瓊州府瓊山縣
 雲南 雲南省臨南府蒙自縣
 三水 廣東省肇慶府佛山縣
 杭州 浙江省杭州府
 洪北關 廣東省
 河口 江西省(?)

勅令に依り開港したる者

廈門 福建省泉州
 北海 廣東省
 龍州 廣西省廣西府
 雲南 雲南省
 沙市 湖北省荊州府
 廣東 廣東省廣州府南海縣
 梧州 廣西省梧州府藤縣
 南寧 廣西省

三都澳 福建省
 吳淞 江蘇省松江府

最近の支那貿易

支那が列國の注目を惹き國際政治の重要な舞臺たるは主として其の貿易市場として大なる

る價值を有するに因る目今支那の運命に重大の影響を及ぼす可き大事變の起れるに際し税關報告に基ける最近の數字により支那の貿易的價值を示すも不適當にあらざる可し

昨年中貿易の總額

輸入	二六四、七四八、四五六兩
輸出	一九五、七八四、八三二兩
輸出入合計	四六〇、五三三、二八八兩
關稅收入	二六、六六一、四六〇兩
出入船舶	三九、二六八、三三〇噸

十年間貿易の進歩

年	輸入	輸出	合計
一八九〇年	一二七、〇九三、四八一	八七、一四四、四八〇	二一四、二三七、九六一
一八九五年	一七一、六九六、七一五	一四三、二九三、二一一	三一四、九八九、九二六
一八九八年	二〇九、五七九、三三四	一五九、〇三七、二四九	三六八、六一六、四八三
一八九九年	二六四、七四八、四五六	一九五、七八四、八三三	四六〇、五三三、二八八

支那貿易に關係せる列國人の割合(一八九九年)

茶	三一、四六九、一〇〇
煙草	二、三〇九、九五八
毛	三、五九〇、八二八
其他	一三、二六二、五三四

日清貿易

我國と清國との貿易に就て其の南清地方の分は多く香港を經由するものなるを以て我が貿易年表中清國とあるものは其の香港を經由する分を除きたるものと見るべし又た我國にて臺灣の分は茲に掲ぐる計數の外なりと知るべし

(一) 清國輸出入合計の割合 大藏省の貿易表に依るときは明治三十二年中に於て日清通商品輸出入合計六千八百九十四萬四千七百六十四圓九十錢にして之を我國の外國貿易總計四億三千百八十九萬七千二百六十圓六十二錢に對比するときは日清貿易は其の一割六分強を占め居れり

(二) 清國輸出の割合 同年我國より清國へ輸出せる商品の價額四千〇二十五萬七千〇三十四圓十錢にして之を我國の外國輸出總價額二億千四百四十九萬五千三百三十四圓六十三錢に

對比するときは清國輸出は其の一割九分強を占め居れり

(三) 清國輸入の割合 同年清國より我國へ輸入せる商品の價額二千八百六十八萬七千七百三十〇圓八十錢にして之を我國外國輸入總價額二億二千〇四十〇萬千九百二十五圓九十九錢に對比するときは清國輸入は其の一割三分強を占め居れり

(四) 清國金銀輸出の割合 更らに同年中我國より清國へ輸出せる金銀百八十一萬二千〇六十四圓三十五錢にして之を外國輸出總額千七百七十八萬八千二百四十七圓十四錢に對比するときは一割六分強に當る

(五) 清國金銀輸入の割合 同年清國より我國へ輸入せし金銀八百二十六萬二千三百六十三圓〇四錢にして之を外國輸入金銀二千〇十六萬三千五百〇〇圓七十四錢に對比するときは實に四割一分に當れり

(六) 重要輸出品の清國仕向け 同年中我國の重要輸出品にして清國へ輸出されしもの左の如し

品名	口	數	量	價	額
生絲			二斤		二〇、〇〇〇
熨斗絲及屑絲			一〇六、四九九斤	八〇、四〇六、〇八〇	

羽二重	五、六八〇段	一二三、五九七、一七〇
甲製手巾	三一一段	二〇〇、三五〇
絹製手巾	七、七二四打	二四、四〇三、七九〇
綿織	八三、六五四、一一三斤	二二、九一一、五三五、二八〇
綿布	三、六一七枚	一、〇七〇、九七九、〇四〇
地氈	七、四八三、六〇五番	八、〇一七、〇六〇
地氈寸	—	二、〇二〇、〇五五、六〇〇
漆器及陶器	—	四、一六一、九九〇
麥稈	二、八〇二束	一一二、六八八、八三〇
洋傘	一、三三〇、四〇一個	四一、六七五、四九〇
製茶	一、一三四、二六六斤	八四五、四〇〇
米	一、四七八擔	七三、〇八〇、一四〇
鰯	九一三、八四七斤	九、三八八、一四〇
		一七四、七三七、七四〇

昆布及刻昆布	四四、二六八、五八二斤	九〇九、一九一、二八〇
魚油	六、四二〇斤	四四八、四〇〇
椎茸	三二八、三六六斤	一八八、七八三、〇四〇
樟腦	一八、二二六斤	九、八六三、五九〇
荒銅及熟銅	一、〇八九、一六六斤	四三〇、四二〇、七九〇
石炭	九四九、〇五一噸	五、四〇六、八九四、〇九〇
木蠟	一七〇、三八〇斤	二五、五三三、九九〇

綿織絲は外國輸出の總數一億〇二百萬斤の内清國輸出八千三百萬斤なれば八割一分強なり
 其の價額は二千八百萬圓の内二千三百萬圓なれば八割強なりとす
 綿布は外國輸出の總價額三百九十萬圓の内清國輸出百萬圓なれば二割七分強に當る
 其他羽二重、甲製絹、地氈等年々増加の傾きあり炭斗絲も前年より大に増加し生絲すら三十
 二年に僅少なから輸出の口に見ゆ
 洋傘は外國輸出の總數二百二十萬本の内清國輸出百三十萬本にて六割弱に當り其の價格九
 十五萬圓の内四十七萬圓なれば五割強なり
 鰯等は外國輸出の總數千九百萬箇の内清國輸出七百萬箇なれば三割八分に當り其の價格五

百八十萬圓の内二百萬圓なれば三割四分強なり
磁器及陶器は外國輸出の總價格二百十萬圓の内清國輸出十一萬圓にて五分餘の割合と爲る
是れも前年より増加せり
漆器、地氈、製茶、木蠟等何れも大に増加す
錫は外國輸出の總數六百三十萬斤の内清國輸出九十一萬斤なれば一割四分強に當り其の價
格百三十萬圓の内十七萬圓なれば一割三分強なり但し錫輸出の大部分は香港へ仕向くるも
のなり
昆布及刻昆布は外國輸出の總數四千六百萬斤の内清國輸出四千四百萬斤なれば九割五分強
に當り其の價格九十四萬圓の内九十萬圓なれば九割六分強の割合なり
椎茸は外國輸出の總數百二十萬斤の内清國輸出三十二萬斤なれば二割七分強に當り此價格
六十八萬圓の内十八萬圓なれば二割八分強なり椎茸も大部分は香港向きなり
荒銅及熟銅は外國輸出の總數三千五百萬斤の内清國輸出百萬斤なれば三分強に當り其の價
格千百萬圓の内四十三萬圓なれば四割弱とす荒銅及熟銅も大部分は香港向きなり
石炭は外國輸出の總數二百萬噸の内清國輸出九十四萬噸なれば四割七分強に當り其の價格
千百萬圓の内五百四十萬圓なれば四割六分強なり

(七)重要輸入品の清國仕出し 同年中我國の重要輸入品にして清國より輸入されしもの左
の如し

品目	數量	價	格
棉花	二五二、四七八擔	四、五一七、二七一、七七〇	
金巾及更紗	一、〇五七碼	一一四、一〇〇	
羊毛	三、四七五、一三三斤	八一〇、六一六、六一〇	
機械類	—	一九、二二〇	
鐵及鋼	七、七〇八、三七〇斤	一四六、四六六、三五〇	
赤白糖	六七〇、四六九擔	二、八八〇、三三五、七九〇	
米	六〇、三二二擔	二三一、六二五、四七〇	
豆類	二、三六五、二三四擔	六、六六六、〇九七、五八〇	
油類	二、六一六、五〇五擔	六、〇四七、二三七、七六〇	
葉烟	一、七八九、二二二斤	二二二、八〇九、四四〇	
卷烟	六五千箇	二二九、八一〇	
棉花は外國より輸入の總數三百四十萬擔の内清國より輸入二十五萬擔なれば七分強の割合			

に當り其の價格六千二百萬圓の内四百五十萬圓なれば是れも七分強なり
羊毛は外國よりの輸入總額七百七十萬斤の内清國よりの輸入三百四十萬斤なれば四割五分
弱に當り其の價格四百三十萬圓の内八十一萬圓なれば一割八分の割に當る
鐵及鋼は外國より輸入總數一億二千萬斤の内清國より七百七十萬斤なれば僅々六分に當り
價額は僅か二分の割合なれど是れは我國に製鐵所の興隆するときは形勢大に變ずべし
赤白砂糖類は外國より輸入の總額二百七十萬擔の内清國より六十七萬擔なれば二割五分強
なり其の價額千七百萬圓の内二百八十萬圓なれば一割六分強なり
米は外國より輸入總數百六十萬擔の内清國より六萬擔なれば三分餘の割合にして其の價額
五百九十萬圓の内二十三萬圓なれば六分弱の割合とす
豆類は外國より輸入總數三百萬擔の内清國より二百三十萬擔に付七割七分弱に當り其價額
は七割五分の割合なり
油類は外國より輸入總數二百七十萬擔の内清國より二百六十萬擔なれば九割三分餘に當り
其の價額六百七十萬圓の内六百萬圓なれば八割九分強とす
葉烟草は外國より輸入總數千六百萬斤の内清國より百七十萬斤なれば一割強にて其の價額
は五百萬圓の内二十二萬圓なれば四分強の割合とす

國民新聞

定價 一紙二錢 一月一元 三月二元 半年四元 一年七元
三ヶ月一元 六ヶ月二元 九ヶ月三元 一年四元
五錢 一ヶ月三錢 三ヶ月八錢 六ヶ月一元二角
郵費 一紙五分 一月一元五角 三月二元五角 半年四元五角 一年七元五角
外國本埠郵費 日本郵費及在
外埠本埠郵費 日本郵費及在
十三錢 其他外國同五十二
廣告料 一行(五字)三錢 二行
字(一)四錢 三行五錢 以上二
十七錢 特別廣告 一行五錢

國民新聞の位に世界大勢の推移に注目し其の報道の精詳にして其の觀察の周到なる其論
論の正大にして其の判断の公平なるは中外有識の人士が承認して國民新聞の特色となす所也今や **清國動**
亂の發展は我が**陸兵**を輸送せざる可らざるの勢となり其極東の時期に變化を來たすや殆ど疑ふ可らざ
る也故に吾社特派員濱田佳澄氏既に北清の地に上陸し通信傳到し第三に特派員鐵
城生を續發し更に武野政太氏を第三特派員となし尖々已に到着したれば此
電報及び郵報は必らず讀者の望に負はざる可きを信す吾社は朝野中外に多くの社
友を有するを以て其の見聞も自から多刀削に拂り隨て偏見臆断に失するの憂少なし且つ其の**記事論說**
慎重にして一字一句苟もせざれば我が國民をして取り極東時局の趨勢を知悉せしむるのみならず併せて**日本**
帝國政府及び帝國人民の如何に此際にあつて可きかを解釋して其の餘蘊なきを期す
國民新聞は清國動亂の發展に就て秩序的に其の**綱要を掲げ**讀者をして一

見其の事件の順序を知らしめんとを期す雖し如何なる事件をも能く消化し能く融會して其の精を採るべきの要を掲ぐるは國民新聞の特色なれば也

極東時局の變遷と共に最も關心す可きは外交及び財政の上により吾社は今や全力を此の點に集中し既に既發の事實を叙し現今の形勢を論ずるのみならず亦前途の趨勢に於て觀察する所あり江湖雜沓の熱波を察す

以上は國民新聞が日下東洋時局に對し施設せし一途なるが之を外にして佛國巴里博覽會に於ける人見一太郎氏の通信は其記事に繪畫に特色の光彩を放ち其情態の企及し難はざる所なり

國民新聞は世界に由ては、日本帝國を代表し、日本帝國に於ては、我々光明にして常識に富み且つ愛國心ある意見を代表す、其の記者論說の雄辯辯論にして其の調子の雄辯雄弁なるは中外に隠れなく、乃ち世界に於ける新聞の王と稱せられたる「タイムズ」新聞の如きも、「國民新聞」を評して、日本に於ける最も公共心に富める新聞と評したる也。されば其の體裁は智識上及び物質上、最も高等の範圍にあり、術も社會に於て勢力ある人士は、單に國民新聞を愛讀せざる可らざるのみならず、其の旅行には國民新聞を携帯し、其の應接間には、國民新聞を備へ置かざる可らざるは、特に暇々を要せざる也。
國民新聞毎紙八頁には殆んど無用の文字なし、其の木領たる財政、經濟、外交、政治等の外、

東京だより (毎號) 主 筆 日曜講壇 (日曜) 同
田舎より首府へ (金曜) 愛山生

あり。其他其所掲の一斑を擧ぐれば

- 市政及府政 (毎號) 世論概觀 (毎號)
- 外評一斑 (毎號) 家庭實務 (時々)
- 時評 (仙號) 說時評主批 懸賞文
- 歌 (每號) 千代風明撰 同 懸賞文
- 俳句 (每號) 松浦青々撰 同 懸賞文
- 國誌新平合 (木曜) 巖崎健治撰 特著懸賞新平合及新平合 (土曜) 小野五平出題及評
- 郵便新平合 (二週約三平)
- 小説 (藤花生の「思川の肥」飛影氏の軍事小説) 流行と實用
- 歌 (志賀季子詩等品位高尙) 流行と實用

發行所 東京市以橋區日町四番地 國民新聞社

民友社編纂

支那及列國

定價貳拾錢
郵稅四錢

本所露國の滿州經營也、英國の對清政策也、獨逸の
膠州灣領有也、佛國の南清經營也、朝鮮と日露
協商也、及び其の前後の歴史也。叙事簡潔事實精確、真に北清動亂の
今日の形勢を發生する所以の順序を豫測するに足るものあり、即ち今
回事變の序幕史と云ふも不
可なき也。

東京市京橋區日吉町四番地

發行所

民友社

19
619

